

電気ご使用申込書

「ご利用説明書」を承認の上、次のとおり申込します。

申込日 年 月 日

該当する項目にチェックを入れてください。太枠 (①~⑦) 記入してください。弊社にて確認後、控えをお渡しいたします。

- ① 新規申込み 名義変更 その他の変更(契約種別、容量等)

電気ご契約者

(フリガナ) 氏名		「電気供給約款」の内容を確認し、同意のうえ押印いたします。	
郵便番号 〒		お電話番号	
フリガナ		(屋間に連絡できる番号をご記入ください)	
住所		- -	
アパート・マンション名		部屋番号	

- ② 現在ご契約の契約種別、契約容量 *不明な場合は近々の電気料金請求書を添付ください。

電力会社	契約容量	A・kVA・kW	契約種別
現在ご契約のお客さま番号			
供給地点特定番号			
09	-	-	0000 - 0000

- ③ 今回の契約の契約種別、契約容量

希望がある場合のみ記入ください。(希望日にそえない場合があります。)

現在と同等プラン それ以外

使用開始希望日 年 月 日

供給方式	契約容量	契約種別	従量電灯B ・ 従量電灯C ・ 季特別電灯 (コナラ(伊勢ヶ崎)専用) ・ 低圧電力
単相100v/200v 三相200v	A・kVA・kW		

- ④ 電気料金お支払い方法

※契約容量は現在ご契約の容量からのスタートとなります。
※従量電灯で60Aを超える容量の契約の方は従量電灯Cとなります。

該当する項目にチェックを入れてください。※口座振替日は毎月20日です。(手数料無料)

- 口座振替(手数料無料) 振込み(振込手数料はお客さま負担となります。)

- ⑤ 請求書発行(有料)

※請求書発行が必要な場合は発行手数料をいただきます。(一部 150円/月)

該当する項目にチェックを入れてください。※請求書送付先が契約者住所と異なる場合は⑧にご記入ください。

- 必要 不要

※不要を選択された場合は⑥で”利用する”を選択ください。

- ⑥ TEMSご利用(無料)

- 利用する 利用しない

※ウェブサイトから電気使用量、請求書等が閲覧できるサービスです。(別途用紙参照のこと)

- ⑦ 電子メールアドレス

TEMSログイン時のIDとなります。

--

- ⑧ 上記と異なる場合のみ記入 異なる項目にチェックを入れてください。

- 供給先 送付先 その他

(フリガナ) 氏名	
郵便番号 〒	お電話番号
フリガナ	(屋間に連絡できる番号をご記入ください)
住所	- -
アパート・マンション名	部屋番号
供給地点特定番号	

備考欄

--

電気ご使用開始日 (弊社にて記入)

年 月 日
受付日 担当者
年 月 日

<http://www.shibaura-group.com/shibaura-electricity/index.html>

電気供給約款、共同利用プライバシーポリシーは当社ホームページ上で公開しております。

芝浦電力株式会社 福岡市中央区天神三丁目10番30号
TEL 092-718-0051 FAX 092-718-0052

(会社名)	(氏名)
紹介者	

ご利用説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、お客さまが芝浦電力株式会社（以下、「当社」といいます）に電気需給契約（以下、「需給契約」といいます）をお申し込みいただく上でお客さまにご理解いただく必要のある供給条件等の重要事項について、以下の通り説明いたします。

なお、電気供給約款（以下、「約款」といいます）については、弊社ホームページ上に開示しておりますので、ご確認いただけます。ご質問等があれば下記の窓口までお問合せください。

❖ 小売電気事業者

芝浦電力株式会社（登録番号：A0250）

（住所）福岡県福岡市中央区天神三丁目10番30号

❖ お問い合わせ窓口

芝浦電力株式会社 管理部 電話番号 092-718-0051

月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時

❖ 契約電流、契約容量、需給電圧及び周波数

- ・従量電灯の契約電流は、30A以上であり、かつ、60A以下であることとします。
- ・低圧電力の契約容量は、原則として50kW未満であることとします。
- ・お客さまが、お申込み前にご契約されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）の需給契約から当社との需給契約へ変更を希望される場合は、旧事業者の需給契約終了時点の契約電流又は契約容量を適用いたします。
- ・需給電圧は、100V及び200Vとします。
- ・周波数は60Hzとします。
- ・季時別電灯契約はニューガイアマンション用プランです。夜間電力を使用するオール電化向けです。

❖ 当社からの契約の変更

- ・契約期間中であっても、一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、又は法令・条例・規則等の改正により約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合、当社は契約者の同意を要することなく約款を変更することができるものとします。電気料金その他の供給条件は、変更後の約款及び料金によります。

なお、変更後の約款は当社のホームページに掲載いたします。

- ・契約者は、当社が供給条件の説明及び、契約に関する通知を、以下の方法で行うことを、あらかじめ承諾するものとします。

- ① 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付は、書面の交付によるほか、当社ホームページ上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により変更事項を記載すれば足りるものとします。

- ② 契約締結後の契約に関する通知は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所及び契約年月日、その他当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- ・ 約款の変更が、法令の制定又は改廃にともない当然必要とされる形式的な変更又はその他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合の、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付について、契約者は、当社が当該変更をしようとする場合において、事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- ・ 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件及び電力需給契約に定める料金を変更いたします。

❖ 需給契約成立及び契約期間

- ・ 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。ただし、お客さまからの申込みに対し、当社は約款第12条の規定により承諾しないことがあります。なお、この場合は、その理由をお知らせいたします。契約期間は、次のとおりとします。
 - ① 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年の日までといたします。
 - ② 契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客様又は当社から需給契約の解約又は変更の申出がない場合は、需給契約は、更に同一条件で1年間更新されるものといたします。
 - ③ 需給契約の有効期間中であっても、お客さま及び当社が解約を希望する場合は、解約希望日の3ヶ月前までに相手方へ通知することにより本契約を解約することができます。この場合、損害賠償義務は生じないものとします。
 - ④ 転居の場合でやむをえなく3ヶ月前の解約申し出ができない場合は1ヶ月前の申し出により解約することができます。

❖ 需給開始日

- ・ 当社がお客さまの需給契約の申込みを承諾したときは、お客さまと協議の上で需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- ・ 当社は、手続及び技術上やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、必要な手続きを経たのち、当該需給開始予定日に電気を供給いたします。

❖ 契約種別

- ・ 契約種別、料金表は別表をご参照ください。
- ・ 割引が適用される場合には割引内容、期間を書面にてお知らせいたします。

❖ 検針日及び料金算定方法等

- ・ 検針日は、次に定めるとおり、実際に検針を行なった日といたします。
 - ① 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、一般送配電事業者が毎月ごとに行ない、当社は一般送配電事業者から検針結果を受領するものとします。
 - ② ①にかかわらず、一般送配電事業者のやむをえない事情により、当社があらかじめお知らせした日以

外の日に検針が行なわれる場合があります。

- ・ 料金は、別紙に定める基本料金、電気量料金及び約款別表 1 (3) (再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、支払い期日までにお支払いいたします。
- ・ 別紙 (料金表) には適用条件、供給電気方式、供給電圧及び周波数、契約電力等の詳細事項を定めます。
- ・ 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、需給開始日から直後の検針日の前日までの期間又は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ・ 当社は原則として、お客さまの検針日の 9 営業日後に料金を請求いたします。
- ・ 書面による請求書の発行を希望される場合は、手数料として 1 通あたり 150 円 (税別) が発生いたします。
- ・ 当社はお客さまのご使用量及びご請求金額等のお知らせを、原則として「TEMS」にてお知らせいたします。

❖ 料金のお支払方法

お客さまの料金は、口座振替、お振込みのいずれかにてお支払いいただきます。

❖ 電気の需要に関するお客さまのご協力をお願い

- ・ お客さまへの電気供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項をお客さまに遵守していただきます。
 - ① 一般送配電事業者の供給設備の故障、又はお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には当社までご連絡ください。
 - ② 電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社又は一般送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること
 - ③ お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
 - ④ 電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整又は保護装置を需要場所に施設していただくこと

❖ お客さまの申出による契約の変更・解約

- ・ 需給契約を変更する場合や、引越し等により需給契約を解約する場合は、前述の当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

❖ 当社からの契約の解約

- ・ お客さまが料金の支払義務発生日の翌日から起算して 40 日経過してもなお支払われない場合その他の解除事由が生じた場合、当社は事前に書面による通知をした上で、需給契約を解約することがあります。
- ・ 当社が行った電気の供給の中止又は使用の制限等によりお客さまが損害を被った場合、当社は賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の責めに帰する事由があるときは、この限りではありません。

❖ 権利義務の承継

合併その他の原因によりお客さまに権利義務の承継が生じた場合の、当社からの電気需給の継続については、当社の承諾を得るものとします。

❖ その他工事費に関する費用

・お客さまが以下のいずれかに該当し、かつ、当社が一般送配電事業者からお客さまにかかる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにはその費用を負担していただきます。なお、当該費用は、託送約款の定めに従い一般送配電事業者が計算するものとし、原則として工事着手前にお支払いいただきます。

- ① お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更又は契約電力等を増加する場合
- ② お客さまが新たに電気の使用を開始、電気料金メニューを変更又は契約電力等を増加するために、新たに特別の供給設備を施設する場合
- ③ 新たな電気の使用又は契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合
- ④ お客さまが、契約電力等を新たに設定し、又は増加した日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、又は契約電力等を減少しようとする場合
- ⑤ その他お客さまの都合にもとづく場合

・お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に工事費等に関する契約書を作成します。

・工事完成後、工事着手前にお支払いいただいた工事費負担金と、実際の工事費負担金に差異があり、一般送配電事業者から精算を求められた場合には、お客さまにお支払いいただきます。

❖ 旧事業者から当社に変更される場合の注意点

・お客さまが旧事業者から当社へ需給契約を変更される場合は、当社はお客さまに代わって旧事業者に対し需給契約の廃止取次を行う場合があります。

・旧事業者との需給契約解除に伴い、お客さまに違約金等の負担が発生する場合があります。

・お客さまは、お客さまの都合により当社への変更を取りやめる場合は、ただちに当社にその旨を申し出ていただきます。

芝浦電力株式会社

平成 28 年 5 月